

原子力損害に係る賠償・仮払いの状況について

平成24年1月31日

〔 文部科学省
経済産業省 〕

資料6

1. 東京電力による本賠償の開始

- 東京電力は、原子力損害賠償支援機構法成立により資金調達の見通しが立ち、また、原子力損害賠償紛争審査会が原子力損害の範囲の全体像を示した中間指針を策定したことから、全ての原子力損害について本賠償の受付を開始。
- 9月12日 個人分の請求書(3～8月分)の発送および受付開始。
- 10月 5日 本賠償の支払いを開始。
- 12月2日,5日 個人分請求書(9～11月分)発送(2日)、受付開始(5日)、法人・個人事業主請求書(9～11月分)発送・受付開始(5日)。
- 平成24年1月31日時点で、下記の賠償状況。
 - ・個人約5万7千件の請求書受領、約279.4億円(約2万2千件)を支払済。
 - ・法人約2万5千件の請求書受領、約1,852.8億円(約1万3千件)を支払済。(団体分含む)

2. 原子力損害賠償紛争解決センターの開設

- 原子力損害賠償紛争審査会は、損害賠償請求に係る紛争を円滑・迅速・公平に紛争を解決するため、原子力損害賠償法に基づく公的な紛争解決機関として原子力損害賠償紛争解決センターを開設し、9月1日より和解の仲介の申立の受付を開始。
- 東京事務所に加え、9月13日に福島事務所(郡山市)を開設。申立人の方の多くが居住する地域などでは、定期的に公民館などを借りて話し合いの場を設置。
- 平成24年1月31日現在の申立数は769件。
- 10月11日に和解仲介の初の話し合いを実施、11月29日に初めての和解の仲介の成立、12月5日に福島県での初の話し合いを実施(いわき市)、1月31日現在の和解成立件数は3件。

3. 国による仮払金の支払

- 東京電力による賠償の支払に時間を要する等の場合の応急対策として、「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」に基づく国の仮払金の支払請求の受付を本年9月21日に開始。
- 現時点では、福島県、茨城県、栃木県、群馬県における観光業であって中小企業が受けた風評被害を支払の対象に規定。
- 12月20日より、9～11月分の請求受付を開始。
- 平成24年1月31日現在、59件の請求を受付、49件の審査が完了。(うち、38件 約15.1億円を支払済)

4. 東京電力の賠償に関する国の働きかけ

- 9月以降、国から東京電力に対し、下記を指導。
 - ・申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続き
 - ・東京電力から報告を受けた肉牛等のJAへの賠償について予定どおり行うこと
 - ・東京電力の支払い遅延について、現状を踏まえた要因分析、審査体制の強化
- 12月27日、文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構、東京電力による「原子力損害賠償円滑化会議」を設置、第1回会議を開催。
- 1月26日、第2回円滑化会議を開催し、東京電力による賠償の更なる迅速化及び自主的避難者等への賠償の進め方について協議。